

改正案	現行
<p>（特定社債に準ずる有価証券）</p> <p>第一条の二 法第十条第六項第六号の二の特定社債に準ずる有価証券として主務省令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）<u>第十七条の二第一項第二号又は同条第二項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）</u>であつて、<u>証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。</u></p> <p>（金銭債権等と貯金等との誤認防止）</p> <p>第十二条 組合は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、事業の方法に 応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、貯金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 証券取引法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有</p>	<p>（特定社債に準ずる有価証券）</p> <p>第一条の二 法第十条第六項第六号の二の特定社債に準ずる有価証券として主務省令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）<u>第十七条の二第二項第三号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）</u>であつて、<u>証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。</u></p> <p>（金銭債権等と貯金等との誤認防止）</p> <p>第十二条 組合は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、事業の方法に 応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、貯金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 証券取引法第一条第一項第三号に掲げる有価証券（法第十条第</p>

債証券（国債証券等）（同法第二条第一項第一号に掲げる国債証券、同項第二号に掲げる地方債証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券）（政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している社債券その他の債券に限る。）をいう。以下この号において同じ。）及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。）

（削る）

三 （略）

2、4 （略）

（投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券の取扱い）

第十三条 組合は、投資信託法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該組合の事務所の一部を使用して同法に規定する外国投資信託の受益証券（以下この条において単に「受益証券」という。）を取り扱う場合には、組合が貯金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、利用者の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない

十項第一号に掲げる短期商工債券、同項第三号に掲げる短期債券又は同項第六号に掲げる短期農林債券に係るものに限る。）（同法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券（第一条第五号に規定する証券又は証書を除く。）

三 投資信託法第二条第三項に規定する投資信託及び同条第二十八項に規定する外国投資信託の受益証券（次条において単に「受益証券」という。）

四 （略）

2、4 （略）

（投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券の取扱い）

第十三条 組合は、投資信託法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該組合の事務所の一部を使用して受益証券を取り扱う場合には、組合が貯金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、利用者の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない

二 漁業協同組合等の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）

改正案	現行
<p>（投資信託等と貯金等との誤認防止）</p> <p>第九条 組合又は連合会は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、貯金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 証券取引法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（国債証券等（同法第二条第一項第一号に掲げる国債証券、同項第二号に掲げる地方債証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している社債券その他の債権に限る。）をいう。以下この号において同じ。））、国債証券等のみの有価証券指数及び第一号に掲げる有価証券を除く。）</p> <p>2 4（略）</p>	<p>（投資信託等と貯金等との誤認防止）</p> <p>第九条 組合又は連合会は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、貯金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 4（略）</p>

三 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）

改正案

現行

<p>（付随業務） 第十七条（略）</p> <p>2 法第五十四条第四項第六号の特定社債に準ずる有価証券として主務省令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）<u>第十七条の二第二項第二号又は同条第二項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び同条第二項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。</u></p> <p>3・4（略）</p> <p>（預金者等に対する情報の提供） 第二十一条 農林中央金庫は、法第五十七条第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この条において同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により</p>	<p>（付随業務） 第十七条（略）</p> <p>2 法第五十四条第四項第六号の特定社債に準ずる有価証券として主務省令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）<u>第十七条の二第二項第三号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。</u></p> <p>3・4（略）</p> <p>（預金者等に対する情報の提供） 第二十一条 農林中央金庫は、法第五十七条第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この条において同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により</p>
---	---

行うものとする。

一～四（略）

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ～二（略）

ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第三号イの有価証券先物取引と類似の取引（同法第二条第一項第一号に掲げる国債証券、同項第二号に掲げる地方債証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している社債券その他の債券に限る。）（第二十三条第一項第二号において「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するもの）に係るものに限る。）

六（略）

2～6（略）

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第二十三条 農林中央金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認

行うものとする。

一～四（略）

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ～二（略）

ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（同条第二項第一号に規定する国債証券等又は同項第六号ハに規定する外国国債証券に係るものに限る。）

六（略）

2～6（略）

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第二十三条 農林中央金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認

を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。)

)

(削る)

三 (略)

2 } 4 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第二十四条 農林中央金庫は、投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第十八項に規定する投資信託委託業者が農林中央金庫の事務所等の一部を使用して同法に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(以下この条において「受益証券等」という。)を取り扱う場合には、農林中央金庫が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を

を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券(法第五十四条第六項第一号口に掲げる短期商工債券、同号八に掲げる短期債券又は同号へに掲げる短期農林債券に係るものに限る。)、同法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第四十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券(第十七条第一項第七号に規定する証券又は証書を除く。)

)

三 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(次条において「受益証券等」という。)

四 (略)

2 } 4 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第二十四条 農林中央金庫は、投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第十八項に規定する投資信託委託業者が農林中央金庫の事務所等の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、農林中央金庫が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(特定取引勘定)

第二十五条の二 (略)

2 前項の特定取引とは、農林中央金庫が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該利益を得ようとするにより生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券(法第五十四条第六項第一号ホに掲げる特定短期社債に係るものを除く。

)、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券(法第五十四条第六項第一号イに掲げる短期社債及び同号二に掲げる短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。)及び証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券(同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)で証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券(以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。)の引受け(資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他に

(特定取引勘定)

第二十五条の二 (略)

2 前項の特定取引とは、農林中央金庫が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該利益を得ようとするにより生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券(法第五十四条第六項第一号ホに掲げる特定短期社債に係るものを除く。

)、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券(法第五十四条第六項第一号イに掲げる短期社債及び同号二に掲げる短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。)及び証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券(同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)で証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券(以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。)の引受け(資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他に

<p>これを取得する者が不在場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）</p> <p>四十六（略）</p> <p>三五（略）</p>	<p>これを取得する者が不在場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）</p> <p>四十六（略）</p> <p>三五（略）</p>
---	---